

特定用途制限地域指定案の制限一覧

建築物の用途制限 (建築基準法の分類)		特定用途制限地域指定案
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m ² 以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○
店 舗 等	店舗等の床面積が 150m ² 以下のもの	○
	店舗等の床面積が150m ² を超え、500m ² 以下のもの	○
	店舗等の床面積が500m ² を超え、1,500m ² 以下のもの	○
	店舗等の床面積が1,500m ² を超え、3,000m ² 以下のもの	○
	店舗等の床面積が3,000m ² を超えるもの	×
事 務 所 等	店舗等の床面積が5,000m ² を超えるもの	×
	事務所等の床面積が 150m ² 以下のもの	○
	事務所等の床面積が150m ² を超え、500m ² 以下のもの	○
	事務所等の床面積が500m ² を超え、1,500m ² 以下のもの	○
	事務所等の床面積が1,500m ² を超え、3,000m ² 以下のもの	○
事務所等の床面積が3,000m ² を超えるもの	○	
ホテル、旅館		3000m ² 超は× ラブホテルは×
遊 戯 施 設	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パテイング練習場等	3000m ² 超は×
	カラオケボックス等	×
風 俗 施 設	マージャン屋、パチンコ屋、射的場等	×
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×
	キャバレー、ダンスホール等	×
公 共 施 設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○
	大学、高等専門学校、専修学校等	○
	図書館等	○
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○
	病院	○
	病院	○
	学校等	○
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○
	自動車教習所	3000m ² 超は×
工 場 倉 庫 等	単独車庫(附属車庫を除く)	300m ² 超、3F以上は×
	建築物附属自動車車庫	建築物の延べ面積の1/2超えは×、3F以上は×
	倉庫業倉庫	○
	床面積の合計が15m ² を超える畜舎	○
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50m ² 以下	○
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの	○
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×
	自動車修理工場	○
火 災 の 危 険 物 の 貯 蔵 、 処 理 の 量	量が非常に少ない施設	○
	量が少ない施設	○
	量がやや多い施設	○
	量が多い施設	×